平成２７年（フ）第１７６１号
神奈川県藤沢市円行1776番地の１　矢部ハイツＢ102
破産者　山口　貴樹
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
新潟県長岡市大島新町５丁目２番地26　第２富士荘
破産者　橘　　徳清
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
新潟県柏崎市茨目２丁目15番18―203号　レジデンスサビーＢ
破産者　竹内　恵子
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
金沢市旭町２丁目18番20号　旭町スカイハイツ305号、従前の住所金沢市太陽が丘３丁目412番地
破産者　トミザワ建築工房こと　富澤　神次
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６６号
長野県松本市渚３丁目11番38号　アパートメントクラテル105号
破産者　久保田一宇
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１６４号
愛知県豊田市金谷町５丁目14番地　ハイツとりいち301号
破産者　谷口　安則
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
愛知県知立市新林町東新切１番地30　コーポ清和208号
破産者　宮谷　　亘
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地　県営上和田団地８―103
破産者　小笠原美代子
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
岡山県美作市中尾111番地３
破産者　広瀬　健二
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１０４号
岡山県美作市中尾111番地３
破産者　広瀬　正春
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１２号
岡山県久米郡美咲町錦織1117番地
破産者　内藤　和美
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３９０号
広島県安芸郡府中町桃山１丁目６番８号
破産者　山木戸　剛
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１号
高知県四万十市山路308番地１　なのはな、申立時の住所高知県四万十市中村小姓町64番地１　山沖アパート３号
破産者　岡崎　安喜
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第２４３号
熊本市北区麻生田５丁目11番17号
破産者　井上　慶子
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
新潟県佐渡市両津夷195番地４
破産者　齋藤　悦夫
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１７号
京都府福知山市字多保市2518番地の１　グランコートⅠ　103号、申立時の住所京都府福知山市字堀512番地の６
破産者　原澤　和司
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
栃木県小山市大字大行寺1380番地16、従前の住所栃木県小山市若木町１丁目22番66号
破産者　佐野　智子（旧姓大塚・橋本）
１　決定年月日　平成27年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第８２号
山口市阿東地福下1058番地２
破産者　岡崎　壮介
１　決定年月日　平成27年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８４０号
札幌市西区二十四軒２条５丁目３番15号
破産者　笹木　康史
１　決定年月日　平成27年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部